

## 第14回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会 議事概要

### 1 日時及び場所

- (1) 日時 令和4年9月27日(火) 15時00分～16時14分
- (2) 場所 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階  
独立行政法人 農林漁業信用基金 大会議室

### 2 出席者

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を鑑み、山下委員以外の委員出席者及び水産庁以外の主務省出席者は、ウェブ会議形式での参加であった。

- (1) 運営委員(出資者・学識経験者別 五十音順)  
出資者：川田委員、佐治委員、沢水委員、田中委員、正木委員  
学識経験者：山下委員長、市川委員、伊藤委員、深川委員
- (2) 信用基金  
深水副理事長、北理事、石川理事、庄司総括調整役
- (3) オブザーバー(主務省)  
田中財務省大臣官房政策金融課課長補佐、魚谷水産庁漁政部水産経営課長  
田端水産庁漁政部水産経営課課長補佐

### 3 提出議案

- (1) 審議事項
  - ① 第4期中期計画の変更(案)について
  - ② 令和4年度年度計画の変更(案)について
- (2) 報告事項
  - ① 令和3年度の業務の実績に関する評価について
  - ② 中期目標期間(平成30年度～令和4年度)に見込まれる業務の実績に関する評価について
  - ③ 中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて
  - ④ 令和3年度決算について
- (3) 情報提供事項  
令和3年度の漁業信用保険業務の概況について
- (4) その他

### 4 議事経過の概要及びその結果

上記3(1)の議案について信用基金から説明がなされた後、審議が行われ、原案どおり承認された。また、3(2)①から④及び(3)について信用基金から資料に沿って説明がなされた。最後に、3(3)に関連して、学識経験者委員から、最近の特徴的な動きについて情報提供がなされた。

運営委員からの主な発言等は以下のとおり。〈 〉内は、これに対する信用基金の説明

#### 【発言等】

- (1) 審議事項
  - ① 第4期中期計画の変更(案)について  
〈 質疑なし 〉
  - ② 令和4年度年度計画の変更(案)について  
〈 質疑なし 〉

## (2) 報告事項

### ① 令和3年度の業務の実績に関する評価について

〈 質疑なし 〉

### ② 中期目標期間（平成30年度～令和4年度）に見込まれる業務の実績に関する評価について

〈 質疑なし 〉

### ③ 中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて

報告事項の説明後、信用基金より、事前質問（中期計画の策定プロセス等）について資料（事前質問に対する考え方）に沿って回答がなされた。

信用基金の回答に対し、主務省より、次期中期目標は、来年2月に指示をする予定で作業しており、内容については、信用基金と認識の共有・意思疎通をしっかりと図りながら検討を進めていきたい旨、補足説明がなされた。

### ④ 令和3年度決算について

報告事項の説明後、信用基金より、事前質問（保険料引き下げについての考え方）について資料（事前質問に対する考え方）に沿って回答がなされた。

## (3) 情報提供事項

〈 質疑なし 〉

なお、学識経験者委員から最近の特徴的な動きについて次のとおり報告等があった。

- 選択保険の上限額の引き上げを提案したい。現在は物価も高騰しており、1件あたりの引受額が大変上昇しているため、選択保険の上限額300万円未満の見直しを是非とも要望したい。

〈保険の引受額が大きくなっている一方で、制度をどのようにすれば信用基金・基金協会の収支が安定していくかということも考える必要がある。これらのことを踏まえ、制度の見直し自体は主務省が行うこととなるので、今回のご意見を踏まえて主務省とも話をしていきたい。〉

- 自然災害等の多発による漁業者の資金繰り等がかなり悪化していると感じている。このような状況を踏まえた時に、長期借入に対する条件変更等、様々な問題が出てくると思うが、柔軟な対応をお願いしたい。

- コロナの蔓延防止措置が解除されて以降、これまでかなり厳しかった飲食・観光業を含めて、多くの業種で回復基調に転じている状況にある。しかし、収益水準は原材料の高騰等のため戻っておらず、非正規労働者（派遣社員等）の確保の困難さ、時間単価の上昇等の影響も受けて労務費が増加しており、全体としては資金繰りがまだまだ厳しい状況である。また、原材料高が一層深刻化している状況にある。

中小企業の代位弁済の実績を見ても、前年同期に比べて大幅に増加している状況であり、弁済の割合も徐々に高くなってきている。所謂、ゼロゼロ融資（実質無利子・無担保融資）については、融資を受けてから2～3年の元本据置措置が講じられているが、その期間がそろそろ終了して返済が本格化する時期となっており、既に、一部の企業では返済を猶予して欲しいという相談も徐々に増えている状況である。

以上